仕 様 書

無線 LAN ネットワーク工事及び見守り支援システムに係る電気配線工事

件　　名	無線 LAN ネットワーク工事及び見守り支援システムに係る電気配線工事
対 象 施 設	介護老人保健施設あかしや（150 床）
所　在　地	〒089-0552　幕別町札内あかしや町 42 番地 10
開　設　日	平成 12 年 8 月 1 日

１．目的

本仕様書は、介護老人保健施設あかしや（150 床）における見守り支援システム及び無線 LAN ネットワークの稼働に必要な LAN 配線、電気配線、電源工事、機器設置に係る施工並びに試験・復旧の要件を定めるものである。システム本体及びネットワーク機器の調達は別区分とし、相互の整合を図ること。

２．工事範囲

（１）無線 LAN アクセスポイント及び必要なネットワーク機器の設置に伴う LAN 配線、配管、配線ルート整備、取付・接続等の施工。

（２）見守り支援システムで使用するゲートウェイ、カメラ、充電設備、周辺機器等の安定稼働に必要な電気配線、電源工事、弱電配線等の施工。

（３）新設コンセント、電源分岐、必要な保護工事、養生、復旧及び試運転。

（４）現地調査、施工計画の作成、既設ネットワーク・設備との取り合い調整、配線・電源設備の試験及び完成図書の整備。

３．施工の基本方針

（１）見守り支援システムが原則 150 床を対象に運用されることを前提とし、必要な通信及び電源設備を整備すること。

（２）既設 LAN、既設インターネット回線、既設電源設備を可能な限り活用すること。ただし、安定運用に不足がある場合は追加工事内容を明示すること。

（３）施工中は介護現場の運用を妨げず、入所者及び職員の安全、プライバシー、騒音、粉じん、感染対策及び動線確保に配慮すること。

（４）他区分で調達する機器の仕様、数量、設置位置及び必要電源・通信条件を確認したうえで施工すること。

４．無線 LAN ネットワーク工事仕様

（１）着工前に現地調査を行い、電波状況、既設配線、既設ラック、電源容量、配管経路等を確認したうえで施工計画を作成すること。

（２）別区分で調達するアクセスポイント、PoE スイッチ、管理装置、パッチパネル、UPS 等について、受注者間で定める施工分担に従い物理的な設置・配線接続等を行うこと。機器の論理設定は原則としてネットワーク機器区分で行う。

（３）LAN 配線は Cat6 以上を基本とし、機器名や配線番号等のラベリングを行うこと。

（4）既設ネットワークと接続する場合は影響範囲を整理し、ネットワーク機器区分が提示する切替手順及び障害時の戻し手順との整合を図ること。
（5）工事中は、入所者及び職員の安全、騒音、粉じん、感染対策、動線確保に配慮すること。

5．見守り支援システムに係る電気配線等工事仕様

（1）アクセスポイント、ゲートウェイ、カメラ、充電設備その他必要機器について、安定稼働に必要な電源を確保すること。
（2）PoE 給電を採用する場合は、機器調達区分で選定されるスイッチの給電容量と接続対象機器の必要電力を確認し、施工内容との整合を図ること。
（3）新設コンセント、電源分岐、配線ルート整備、弱電配線、必要な保護工事を含めて提案すること。
（4）天井内、EPS 内、機械室等で施工する場合は既設設備に影響を与えないよう配慮し、復旧まで行うこと。
（5）電気工事士等の有資格者が関係法令に従い施工すること。

6．検査・提出物

（1）完成図書として、配線系統図、施工した機器の設置位置・配線番号が分かる資料、電源・配線に関する試験記録等を提出すること。
（2）受入確認では、LAN 配線及び電源の施工状態、機器との接続、復旧状況並びに停電復旧または再起動後の動作に関係する施工条件等を確認すること。
（3）別区分の受注者が行う通知機能、端末接続、ローミング及び主要エリアの電波品質等の試験に必要な施工面の確認・調整に協力すること。

調達区分及び責任分界

本事業は次の 3 区分により実施する。相互に関連する事項は各区分の受注者と調整すること。

入札区分	主な対象範囲
① 見守り支援システム	センサー・ゲートウェイ・職員端末等のシステム機器、ソフトウェア・ライセンス、システム固有機器の取付・設定・動作確認（建物側の配線・電源工事を除く）
② 無線 LAN アクセスポイント及びネットワーク機器	アクセスポイント、PoE 対応スイッチ、管理装置等のネットワーク機器、ネットワーク設計・論理設定・電波調査・試験
③ 無線 LAN ネットワーク工事及び見守り支援システムに係る電気配線工事	LAN 配線・電源配線・電源工事、無線 LAN 機器等の物理的な取付・配線接続、養生・復旧等の施工

注：本区分で調達・施工する機器、資材、設定及び工事は、他区分の入札金額に重複して計上しないこと。責任分界に疑義がある場合は入札前に発注者へ質問し、発注者の回答に従うこと。

以　上